このうち、名古屋施設に所属する出家した構成員らによる執行停止の申立てにつき、名古屋地裁は、同月25日、同構成員らの主張を排斥し、申立てを却下する旨決定した（なお、名古屋高等裁判所は、同年12月22日、同構成員らの即時抗告を棄却し、最高裁判所は、令和６年３月29日、特別抗告を棄却し、確定した。）。また、名古屋施設に係る前記取消訴訟につき、名古屋地裁は、同月14日、同構成員らの主張を排斥し、請求を棄却した（なお、同構成員らは控訴せず、同判決が確定した。）。西荻施設に所属する出家した構成員らによる執行停止の申立てにつき、東京地裁は、同年１月12日、同構成員らの主張を排斥し、申立てを却下する旨決定した（なお、東京高等裁判所（以下「東京高裁」という。）は、同年３月15日、同構成員らの即時抗告を棄却し、その後確定した。また、西荻施設に係る前記取消訴訟については、同年５月22日、同構成員らの訴えの取下げを受けて終了した。）。横浜施設に所属する出家した構成員らによる前記取消等訴訟につき、横浜地裁は、令和７年11月12日、同構成員らの主張を排斥し、請求のうち使用が禁止された部分の取消しを求める部分を却下、その余の請求を棄却した（なお、同構成員らは控訴せず、同判決が確定した。）。

さらに、「Aleph」及び「Aleph」の出家した構成員２名は、令和５年11月25日付けで東京地裁に令和５年９月決定による再発防止処分の取消しを求める訴訟を提起するとともに、同処分の執行停止を求める申立てをしたところ、東京地裁は、令和６年２月14日、「Aleph」らの主張を排斥し、申立てを却下する旨決定した（なお、東京高裁は、同年３月19日、「Aleph」の即時抗告を棄却し、その後確定した。）。そして、前記取消訴訟につき、東京地裁は、同年９月19日、「Aleph」らの訴えを却下した（なお、「Aleph」らは控訴せず、同判決が確定した。）。

(エ)　令和５年７月請求後、「Aleph」は、同年８月14日付け「報告書」以降２回にわたり、「報告書」を提出したものの、これら「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかった。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行った（なお、一部を除く指導文書については、未開封のまま返送された。）が、「Aleph」は、それに応じなかった。

公安調査庁長官は、「Aleph」による同日付け「報告書」以降２回にわたる「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことから、令和６年２月１日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行った（以下「令和６年２月請求」という。）。

公安審は、同年３月11日、同月21日から６か月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨（一部の使用が禁止される建物につき令和５年９月決定に３施設が追加された。）、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和６年３月決定」という。令和６年３月決定は、同月19日官報公示され、処分の期間は同月21日から同年９月20日までである。）。

(オ)　令和６年２月請求後、「Aleph」は、同月５日付け「報告書」以降２回にわたり、「報告書」を提出したものの、これら「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかった。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行ったが、「Aleph」は、指導文書の受取を拒否するなどして指導に応じなかった。

公安調査庁長官は、「Aleph」による同日付け「報告書」以降２回にわたる「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことから、同年７月22日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行った（以下「令和６年７月請求」という。）。

公安審は、同年９月２日、同月21日から６か月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨（一部の使用が禁止される建物における使用禁止の範囲につき令和６年３月決定より拡張された。）、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和６年９月決定」という。令和６年９月決定は、同月18日官報公示され、処分の期間は同月21日から令和７年３月20日までである。）。

(カ)　令和６年７月請求後、「Aleph」は、同年８月14日付け「報告書」以降２回にわたり、「報告書」を提出したものの、これら「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかった。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行ったが、「Aleph」は、指導文書の受取を拒否するなどして指導に応じなかった。

公安調査庁長官は、「Aleph」による同日付け「報告書」以降２回にわたる「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことから、令和７年１月27日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行った（以下「令和７年１月請求」という。）。

公安審は、同年３月10日、同月21日から６か月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和７年３月決定」という。令和７年３月決定は、同月19日官報公示され、処分の期間は同月21日から同年９月20日までである。）。

(キ)　令和７年１月請求後、「Aleph」は、同年２月16日付け「報告書」以降２回にわたり、「報告書」を提出したものの、これら「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかった。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行ったが、「Aleph」は、指導文書の受取を拒否するなどして指導に応じなかった。

公安調査庁長官は、「Aleph」による同日付け「報告書」以降２回にわたる「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことから、同年７月22日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行った（以下「令和７年７月請求」という。）。

公安審は、同年９月３日、同月21日から６か月間、「Aleph」が所有又は管理する一部の土地、建物について、その全部又は一部を使用してはならない旨、及び金品その他の財産上の利益の贈与を受けてはならない旨決定した（以下「令和７年９月決定」という。令和７年９月決定は、同月18日官報公示され、処分の期間は同月21日から令和８年３月20日までである。）。

(ク)　令和７年７月請求後、「Aleph」は、同年８月５日付け「報告書」以降２回にわたり、「報告書」を提出したものの、これら「報告書」においても、団体の営む収益事業の種類及び概要等に関する事項等の要報告事項の一部を報告しなかった。

これに対し、公安調査庁は、引き続き、報告を促す指導を繰り返し行ったが、「Aleph」は、指導文書の受取を拒否するなどして指導に応じなかった。

公安調査庁長官は、「Aleph」による同日付け「報告書」以降２回にわたる「報告書」における一部不報告により、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことから、令和８年１月29日、公安審に対し、「Aleph」を被請求団体とする再発防止処分請求を行った（以下「令和８年１月請求」という。）。